

技術者の配置に係る金額要件の変更について

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 192 号）により、監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金の額等が引き上げられ、平成 28 年 6 月 1 日から施行されます。

これに伴い、当組合においても次のとおり取扱いを定め、平成 28 年 6 月 1 日以降に契約を締結する工事について適用します。

【技術者配置の金額要件】

(1) 監理技術者の配置が必要な金額

下請契約の総額が 4,000 万円以上、建築一式工事については 6,000 万円以上

(2) 主任技術者又は監理技術者の専任配置が必要な金額

請負金額が 3,500 万円以上、建築一式工事については 7,000 万円以上

※主任技術者の専任については、一部兼務を認めています。詳しくは[主任技術者の専任要件の緩和について](#)をご覧ください。

【関連リンク】

[国土交通省：「建設業法施行令の一部を改正する政令」の閣議決定について
現場代理人の適正な配置について](#)